

質問事項に対する回答書

対象件名	令和8年度消防用設備保守点検外1件
見積依頼日	令和8年9月17日
事務所	博多港湾・空港整備事務所

No.	質問内容	回答内容
1	現場での作業を下請け業者に任せ、弊社は統括責任者として、最低でも最初と最後は現場に行き、打ち合わせを行おうと思っていますが、入札は可能でしょうか。	仕様書10.その他(2)記載のとおり 仕様内容の全て、又は主たる部分（保守点検と修繕・取替で必要となる設備の費用算定）を請け負わせる場合は、入札不可です。
2	元請けの常駐は必須でしょうか。	1の回答のとおり 仕様内容の全て、又は主たる部分の現場作業を下請け業者に行わせることは不可となります。
3		